



彼岸花

# 税務と経営

編集発行人  
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102  
奈良県葛城市東室123番地1  
TEL 0745 (69) 8282  
FAX 0745 (69) 7377  
自宅 0745 (69) 2174

9月

(長月) SEPTEMBER

16日・敬老の日  
22日・秋分の日  
23日・振替休日

日	8	22	
月	9	23	
火	10	24	
水	11	25	
木	12	26	
金	13	27	
土	14	28	
日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	・
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・

## 9月の税務と労務

国 税 / 8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税 / 7月決算法人の確定申告(法

人税・消費税等) 9月30日

国 税 / 1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税 / 10月、1月、4月決算法人

の消費税等の中間申告(年  
3回の場合) 9月30日



### ワンポイント 代表取締役等住所非表示措置

登記事項証明書等における会社の代表取締役等の住所表示を、市区町村までとすることができる措置。プライバシー保護のため令和6年10月から開始します。設立登記の際などに手続きが行えますが、登記情報で代表者の住所を証明できず、金融機関の融資等で不都合が生じる可能性があり、慎重な検討が必要です。

# 令和6年度税制改正

## 交際費等

～交際費等から除かれる飲食費の金額基準が大幅に引上げ～

交際費等のうち飲食費について、令和6年度税制改正で取り扱いが変わりましたので、改正された内容について取り上げます。

なお今回の改正で、交際費等の損金不算入制度については、令和9年3月31日まで適用期限が延長されました。

### 交際費等とは

法人が、得意先や仕入先など事業に関係のある者に対して接待、供応、慰安、贈答などをするために支出する費用を、交際費等といいます。接待費や機密費などの名目であっても、交際費等に含まれます。

一方、【表1】に示すように、専ら従業員の慰安のために行われる旅行などの費用や、カレンダーなどの物品を贈与するための費用、会議の際に飲食物を供与するための費用は、通常要するものである限り、交際費等から除かれます。また、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から、一人当たり5千円以下の飲食費についても、交際費等から除かれることになりました。

### 飲食費の特例

一人当たり5千円以下の飲食費が交際費等から除かれる規定を適用するためには、

- ・ 飲食等のあつた年月日
  - ・ 飲食等に参加した得意先などの氏名や自社との関係
  - ・ 参加者数
  - ・ 飲食等の金額や飲食店名、住所など
  - ・ その他飲食費であることを明らかにする必要事項
- が記載された書類を保存する必要があります。なお、この飲食費からは、自社の役員や従業員などの接待等のために支出するものは除かれます(以下同)。
- 基本的には、参加者全員の氏



名を記載する必要がありますが、参加者の一部が不明の場合や参加者が多数の場合には、「○○○会社・□□部・△△◇◇(氏名)部長 他10名」などの記載であっても差し支えありません。

この規定は、一人当たりの金額が5千円以下の費用それ自体が対象となりますので、一人当たり5千円を超える飲食費について、その飲食費のうち5千円を超える部分だけを交際費等にし、5千円以下の部分を交際費等から除外する経理処理は、認められません。

### 令和6年度税制改正

令和6年度税制改正で、交際費等から除かれる飲食費の金額基準が、一人当たり5千円以下から一人当たり1万円以下に引き上げられました。

この改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

### 交際費等の損金不算入額

資本金又は出資金(以下「資本金」)が1億円以下の法人について、交際費等の損金不算入

額は、次のいずれかの金額とすることができず。

① 支出交際費等一年間800万円

② 支出交際費等一接待飲食費の50%

ここで支出交際費等とは、その事業年度において支出する交際費等の額をいいます。また接待飲食費は、一人当たり5千円（令和6年4月1日以後は1万円）を超える飲食費で、法人がその事業年度に支出した金額の合計額のことです。

なお、資本金が5億円以上の法人の100%子法人や、資本金が1億円超100億円以下の法人は、前記②「支出交際費等一接待飲食費の50%」の金額が損金不算入額になります。資本金が100億円を超える法人は、支出交際費等の全額が損金不算入額になります。【表2】参照

また、交際費等の金額の判定は、法人が適用している経理方法によって異なり、税抜経理方式の場合は税抜金額で、税込経理方式の場合は税込金額で算定した金額により行います。

表1 交際費等から除かれる費用

内容	備考 <sup>※1</sup>
専ら従業員の慰安のために行われる旅行等のために通常要する費用 (取引先に対する接待、供応、慰安などのための旅行は、交際費等に該当)	福利厚生費
飲食などのために要する費用 <sup>※2</sup> で、支出金額が1人当たり5,000円以下のもの (得意先との旅行・観劇等の途中で行う飲食代は、飲食のみの接待ではないため旅行費用等に含まれて、その全額が交際費等に該当)	書類保存要件あり
カレンダーや手帳などの物品を贈与するために通常要する費用	広告宣伝費
会議に関連して、茶菓や弁当などの飲食物を供与するために通常要する費用	会議費
出版物や放送番組を編集するために行われる座談会など、記事の収集や放送のための取材に通常要する費用	取材費

令和6年度税制改正で基準額が1人当たり1万円以下に引き上げられた

※1 備考欄の勘定科目は、一般的に使用されるものを表記してあり、この科目の使用が強制されるものではありません。

※2 専らその法人の役員・従業員・これらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。

表2 交際費等の損金不算入額の計算方法

法人の区分	損金不算入額
中小法人 <sup>(注)</sup> (資本金1億円以下の法人)	次のいずれかの金額を選択することができる ① 支出交際費等一年800万円 ② 支出交際費等一接待飲食費の50%
中小法人以外のうち 資本金100億円以下の法人	支出交際費等一接待飲食費の50%
中小法人以外のうち 資本金100億円超の法人	支出交際費等

(注) 資本金5億円以上の法人の100%子法人等は、①は適用できません。

## 〈老齡年金請求書〉 電子申請が可能に

令和6年6月より、年金の未加入期間がないなど一定の条件を満たす方を対象に、「老齡年金請求書」を電子申請により提出することができるようになりました。

### (1) 利用のメリット

日本年金機構が掲げるメリットとして次のものがあります。

- 自宅等で手続きができるため、窓口での相談は不要。
- 約15分程度で申請が完了。
- 手続きの処理状況をスマートフォン等から確認できる。

### (2) 利用の注意点

- 老齡年金の請求手続きは誕生日の前日以降に実施。
- 老齡基礎年金および老齡厚生年金の繰下げ請求手続きは、電子申請不可のため、66歳以降に年金事務所または街角の年

金相談センターの窓口等にて手続き。

- パソコンからも手続きが可能ですが、スマホなしで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要。
- (3) 事前に準備するもの
  - スマホ
  - マイナンバーカード(パスワードも使います)
  - マイナポータルの利用者登録
  - 「公金受取口座」の登録
  - マイナポータルと「ねんきんネット」の連携

### (4) 老齡年金請求の電子申請

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、年金の請求を行います。申請方法は、日本年金機構のホームページに公開されている説明動画、手順が書かれたリーフレット等により把握することもできます。

### (5) 完了の通知

年金請求の審査結果は、受付日から1か月程度で郵送される「年金証書・年金決定通知書」により通知されます。

## 外国人雇用管理アドバイザー制度

「外国人を雇用するにあたり、どのような点を考慮したらよいだろうか?」、「現在外国人を雇用しているが、今のやり方で問題ないだろうか?」、「日本語の不慣れな外国人へ、どのように職場教育したらよいだろうか?」など、お悩みはありませんか? ハローワークにおいては、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題などについて、

専門的な知識や経験を有する「外国人雇用管理アドバイザー」が、各事業所の実態に応じた相談・指導を行う制度が設けられています。外国人雇用管理アドバイザーによる相談は無料です。外国人の雇用に関してお悩みの方は、お近くのハローワークへお問い合わせの上、相談されてみてはいかがでしょうか。

## 「LO活」プロジェクトのご案内

「LO活」は、「Local+就活」の意味で、地方での就職を考える若年層を応援するプロジェクトとして厚生労働省により進められているものです。

厚労省のホームページでは、全国46の自治体(道府県)・200以上の学校との連携により、地方就職に特化した情報が詳しく掲載されています。

サービスには、オンラインミーティングアプリを利用したWEB相談、就活セミナー、地方就職で活用できる支援情報(交通費の助成制度や大学の奨学金返還助成制度等)の提供など様々なものがあります。

また、就活生やUIJターン就職者を受け入れる企業向けサイトとして「LO活 for company」も併せて公開されています(「地方人材還流促進事業」として厚労省により実施)。こちらでは、就活生等を受け入れやすくするための環境づくりや採用ノウハウ、取組・好事例の紹介、助成金・補助金情報などが掲載されています。